

観光活性化標識ガイドライン検討会  
開催趣意書

平成 17年 1月

国際相互理解の増進、我が国経済の活性化の観点から、自然、歴史、文化、産業などの観光資源を創造・再発見し、これを内外に発信することによって、我が国が観光立国を推進していくことが一層重要となってきた。

平成 15年 4月に総理主宰の観光立国懇談会によって、観光立国に向けての基本的な考え方をとりまとめた『観光立国懇談会報告書』において、「日本の街は、外国人が一人歩きしにくい状況にある」などの指摘がなされているように、旅行者が一人でも目的地までいくことができる環境づくりが、観光立国を推進していく上で重要な施策の一つとなっている。

これを受け、国土交通省では、平成 15年 7月に政府の観光立国関係閣僚会議で策定された『観光立国行動計画』において、外国人旅行者にも快適な旅行環境を確保することの重要性に鑑みて、各種案内標識の計画・整備等に関するガイドラインを作成するとともに、案内標識の設置状況、利用状況等を点検して、策定した整備計画に基づく案内標識の計画的・重点的な整備を支援する。」こととしている。

また、平成 16年 2月に地域再生本部が決定した『地域再生推進のためのプログラム』において、国土交通省としても観光客にやさしい案内標識を実現することにより、地域観光の活性化を支援するため、「道路、河川、公園、交通機関、観光施設等に設置されている案内標識等に関して、景観への配慮方策、外国語表記法等のルール化が望ましい事項について、『観光活性化標識ガイドライン』を取りまとめる。また、観光振興の観点から、当該ガイドラインに基づき、外国人にも分かりやすく景観に配慮した案内標識を、各事業実施主体が統一的に整備する。」こととしている。

このため、国土交通省では、案内標識の現状を整理・分析して、この観光活性化標識ガイドラインの取りまとめに向けた作業を進めているところであるが、本検討会は観光活性化標識ガイドラインの取りまとめに向けて、有識者の意見を幅広くお聞きし、同ガイドラインの内容をより一層充実させることを目的として開催するものである。